設備整備費補助金	48,300	—	48,300	—	—	—	—
産学連携人材育成支援事業費補助金	21,058	—	—	—	—	21,058	—
新規産業創造技術開発費補助金	3,910	—	—	—	—	3,910	—
建築基準整備促進補助金事業	7,900	—	—	—	—	7,900	—
最先端研究開発戦略的強化費補助金	11,880	—	5,999	—	—	5,880	—
地域復興支援事業（地域貢献型中越復興研究支援事業）	1,239	—	51	—	—	1,187	—
合　　計	406,497	—	99,249	—	—	307,248	

㈱　損益計算書の補助金収益には前年度繰越分（研究者海外派遣基金助成金）の費用化額20,393千円が含まれている。

⑱　役員及び教職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区　　分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　　員	常　勤	(59,443) 59,443	4	— —	—
	非常勤	(—) 2,360	2	(—) —	—
	計	(59,443) 61,803	6	— —	—
教職員	常　勤	(4,381,466) 4,569,498	538	(435,748) 435,748	20
	非常勤	(—) 435,395	564	(—) —	—
	計	(4,381,466) 5,004,893	1,102	(435,748) 435,748	20
合　　計	常　勤	(4,440,909) 4,628,941	542	(435,748) 435,748	20
	非常勤	(—) 437,755	566	(—) —	—
	計	(4,440,909) 5,066,697	1,108	(435,748) 435,748	20

㈱1．人件費の定義は、基本的に「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」(以下ガイドラインという。)によることとする。ここでいう常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員の事であり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及びガイドラインにおける「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことである。

2．上段の（　）書きは、「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について(通知)」(平成16年６月３日付人事課長16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額である。

3．役員に対する報酬等の基準及び教職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、国立大学法人名古屋工業大学役員給与規則、国立大学法人名古屋工業大学職員給与規程、国立大学法人名古屋工業大学役員退職手当規則及び国立大学法人名古屋工業大学職員退職手当規程に基づいている。

4．支給額には、法定福利費を含んでいない。

5．支給額には、賞与引当金繰入額を含んでいない。

6．報酬又は給与の支給人員については、年間平均支給人員数を記載している。

⑲　開示すべきセグメント情報

単一セグメントのため、記載を省略している。

⑳　寄附金の明細

（単位：千円、件）

区　　分	当期受入額	件　数	摘　　要
名古屋工業大学	454,041	1,983	現物寄附　226,664千円　1,603件
合　　計	454,041	1,983	

㉑　受託研究の明細

（単位：千円）

区　　分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
国又は地方公共団体	—	140,605	140,605	—
国又は地方公共団体以外	53,255	772,646	682,970	142,931
合　　計	53,255	913,251	823,575	142,931

㉒　共同研究の明細

（単位：千円）

区　　分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
国又は地方公共団体	—	—	—	—
国又は地方公共団体以外	146,825	441,986	433,141	155,670
合　　計	146,825	441,986	433,141	155,670